

排水設備申請者各位

令和3年2月25日

小山市建設水道部上下水道施設課

水質に関する確約書について

下水道法施行令第九条（除害施設の設置等に関する条例の基準）には、公共下水道又は流域下水道の施設を保護するために、一定の範囲内の水質の下水について記してあります。

そのため、小山市では、排水設備申請者（下水道使用者）に対して、施設の機能を妨げ、又は施設の破損する恐れのある下水を排出しないよう、確約書の提出を求めてまいります。

下水道法施行令第九条（除害施設の設置等に関する条例の基準）の内容について記載させていただきます。

○下水道法施行令第九条（除害施設の設置等に関する条例の基準）

法第十二条第一項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定による条例は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める範囲内の水質の下水について定めるものとする。

- 一 温度 四十五度以上であるもの
- 二 水素イオン濃度 水素指数五以下又は九以上であるもの
- 三 ノルマルヘキサン抽出物質含有量
- イ 鉱油類含有量 一リットルにつき五ミリグラムを超えるもの
- ロ 動植物油脂類含有量 一リットルにつき三十ミリグラムを超えるもの
- 四 よう素消費量 一リットルにつき二百二十ミリグラム以上であるもの

小山市建設水道部上下水道施設課

電話 0285-24-7807